

7 農産第 1895 号
7 畜産第 1097 号
令和 7 年 7 月 15 日

各地方農政局生産部長
北海道農政部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
一般社団法人日本養蜂協会会長

殿

農林水産省※₁ 農産局園芸作物課長
農林水産省※₁ 畜産局畜産振興課長

花粉交配用蜜蜂等の安定確保のための体制整備の見直しについて

花粉交配用蜜蜂の安定確保を図るため、「花粉交配用蜜蜂の安定確保のための体制整備の見直しについて」（令和 6 年 9 月 25 日付け 6 農産産第 2573 号 農産局園芸作物課長、6 畜産第 1912 号 畜産局畜産振興課長連名通知。）により、花粉交配用蜜蜂の必要群数及び仕入れ先の確保状況等の把握、需要期における需給調整等を実施してきたところです。

しかしながら、昨年は蜜蜂の増殖が芳しくなく、花粉交配用蜜蜂の出荷遅延や出荷停止等により、需給調整が困難な場合や代替昆虫への急な切り替えを余儀なくされた園芸産地も見られました。※₂

需給調整等を行う上では、各都道府県園芸担当部署及び畜産担当部署だけでなく、農業関係団体や各都道府県養蜂協会等、花粉交配用昆虫の需要者と供給者が密に情報共有・連携をとり、園芸産地ごとに花粉交配用蜜蜂の不足発生時の対応策を事前に検討し、不足発生時には迅速に対応する体制を構築しておくことが重要です。

引き続き、園芸作物の安定的な品質及び生産量を確保するため花粉交配用蜜蜂等の安定確保のための体制整備の内容を一部見直しましたので、下記の 1、2、3（3）、4～6※₃について、御了知いただくとともに、貴局管内各都府県に対し、依頼方※₄よりしくお願いいたします。

また、一般社団法人日本養蜂協会に下記の 3 について依頼しております。※₅

なお、これをもって従前の通知については廃止することとしますので御了知下さい。

※₂

記

1 各都道府県における花粉交配用蜜蜂不足に備えた体制づくりについて

- （1）各都道府県の園芸担当部署におかれては、畜産担当部署等と連携し、各都道府県における花粉交配用蜜蜂不足に備えた体制を構築し、その内容（蜜蜂の需給状

況の把握方法、不足が見込まれた場合の各都道府県の対応方針、不足に備えた各都道府県の取組）を【様式1】に記載し、管轄する地方農政局※6へ提出してください。※7

- (2) 地方農政局※6の園芸担当部署におかれては、各都府県から提出のあった【様式1】を取りまとめの上、※7毎年8月末日までに、農林水産省※1農産局園芸作物課へ提出してください。
- (3) なお、提出いただいた【様式1】については農林水産省※1農産局園芸作物課でとりまとめ、各都道府県にフィードバックしますので、構築した体制を見直す際の参考としてください。

2 園芸産地における花粉交配用蜜蜂の必要群数及び仕入先の確保状況について

- (1) いちご等の受粉期間が長いものについては1作の間に蜜蜂が複数回導入されている（以下「交換」という。）産地もあり、交換の有無やタイミング・量を把握することでより精緻な調整が可能となるため、各都道府県の園芸担当部署におかれては、農業関係団体等の協力のもと、花粉交配用昆虫の必要群数、仕入先及び仕入先の花粉交配用蜜蜂の確保状況等について情報収集を行い、【様式2】に取りまとめ、管轄する地方農政局※6へ提出してください。※7
- (2) 地方農政局※6の園芸担当部署におかれては、各都府県から提出のあった【様式2】を取りまとめの上、※7毎年8月末日までに、農林水産省※1農産局園芸作物課へ提出してください。
- (3) 収集した情報は、過去のものも含め、個別の取引状況を特定できないような情報に加工した上で、施策推進や調査研究等を目的とし、公表する場合や、研究機関等に提供する場合があります。万一、公表に差し支えのある場合は、提出の際に併せてお知らせください。

3 花粉交配用に供給可能な蜜蜂について

- (1) 養蜂家からの花粉交配用蜜蜂の供給可能群数等を把握するため、一般社団法人日本養蜂協会におかれては、貴協会傘下の各都道府県養蜂協会等の協力を得つつ、毎年、9月15日時点の花粉交配用蜜蜂の供給可能群数、受注群数、不足群数及び余力群数等について情報収集を行い、【様式3】に取りまとめの上、毎年9月末日までに農林水産省※1畜産局畜産振興課へ提出してください。
- (2) 一般社団法人日本養蜂協会におかれては、【様式3】について毎年、12月31日時点の情報に更新の上、毎年1月20日までに農林水産省※1畜産局畜産振興課へ報告してください。
- (3) 農林水産省※1畜産局畜産振興課は、各都道府県の畜産担当部署に(1)及び(2)の情報を共有しますので、自県の園芸担当部署にも共有し、4の花粉交配用蜜蜂の需給状況の把握及び需給調整等に活用してください。

4 園芸産地における花粉交配用蜜蜂の需給状況の把握及び需給調整について

- (1) 各都道府県の園芸担当部署におかれては、令和7年10月以降、各都道府県の畜産担当部署等と連携し、1作を通じた花粉交配用蜜蜂の需給状況について情報収集してください。
- (2) (1)で情報収集した結果、毎月末時点で都道府県内の園芸産地において花粉交配用蜜蜂の不足が発生する見込みがない場合は、その旨を翌月5日（5日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、管轄する地方農政局※₆を通じて※₇農林水産省※₁農産局園芸作物課へ報告してください。
- (3) (1)で情報収集した結果、都道府県内の園芸産地において花粉交配用蜜蜂の不足が見込まれる都道府県の※₈園芸担当部署は、【様式4】に必要事項を記載の上、速やかに、管轄する地方農政局※₆を通じて※₇農林水産省※₁農産局園芸作物課へ提出するとともに、畜産担当部署とも連携し、3の調査結果及び花粉交配用蜜蜂以外の昆虫の利用等により花粉交配用蜜蜂の需給調整に努めてください。
- 調整がついた場合は、速やかに、管轄する地方農政局※₆を通じて※₇農林水産省※₁農産局園芸作物課へ報告してください。

5 花粉交配用蜜蜂の計画的な確保及び適切な管理について

各都道府県の園芸担当部署におかれては、園芸農家が所属する農業関係団体等に対し、以下の点について御指導いただきますようお願いいたします。

- (1) リスク軽減のため、花粉交配用蜜蜂の調達を複線化したり、養蜂家及び花粉交配用蜜蜂供給事業者等が必要群数を早期に把握して計画的に増殖・供給できるよう、園芸農家から必要群数を早めに注文したりするなどの対応を行うとともに、供給可否等の供給見通しについて定期的に確認すること。
- (2) 花粉交配用蜜蜂を有効に使うため、養蜂家等の助言を受け、ハウス内の適切な温度管理や農薬の取扱い、腐蛆（ふそ）病やダニ被害による家畜伝染病のまん延防止のため、使用後の適切な焼却や返却などの適正管理を徹底すること。
- (3) 蜜蜂以外の花粉交配用昆虫の活用も検討すること。

6 花粉交配用蜜蜂の計画的かつ安定的な供給について

各都道府県の畜産担当部署におかれては、各都道府県養蜂協会等に対し、以下の点について御指導いただきますようお願いいたします。

- (1) 食料の安定生産・安定供給の観点から、特に花粉交配用蜜蜂の不足が起りやすい春先までを踏まえた年間の供給計画を立て、計画的かつ安定的な花粉交配用蜜蜂の供給に努めること。
- (2) 園芸農家等が花粉交配用蜜蜂の不足に対応する時間を確保するため、受注に応えられない可能性が生じた場合には、園芸農家等に対して速やかに通知すること。
- (3) 園芸農家が花粉交配用蜜蜂を有効に使うため、園芸農家等に対して、ハウス内の適切な温度管理や農薬の取扱いなどの適正管理を指導すること。

施行注意

1. ※1は、各地方農政局生産部長宛てからは除く。
2. ※2は、一般社団法人日本養蜂協会会長宛てからは除く。
3. ※3は、一般社団法人日本養蜂協会会長宛てには、「下記の3」と記載する。
4. ※4は、北海道農政部長宛てには、「改めて協力方」と、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てには、「御了知いただくとともに、沖縄県に対し、依頼方」と、一般社団法人日本養蜂協会会長宛てには、「御了知いただくとともに、貴協会傘下の各都道府県養蜂協会等に対し、依頼方」と記載する。
5. ※5は、一般社団法人日本養蜂協会会長宛てには、「各都道府県に下記の1、2、3（3）、4～6について依頼しておりますので、御了知いただくとともに、6について各都道府県から依頼があった場合には御協力お願いいたします。」と記載する。
6. ※6は、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てには、「内閣府沖縄総合事務局」と記載する。
7. ※7は、北海道農政部長宛てからは除く。
8. ※8は、北海道農政部長宛てには、「場合、」と記載する。

【様式1】 各都道府県における花粉交配用蜜蜂不足に備えた体制

都道府県名	主要品目	各都道府県における蜜蜂の 需給状況の把握方法	不足が見込まれた場合の 各都道府県の対応方針	(参考) 不足に備えた各都道府県内の取組	備考

※ 更新がある場合は、赤字で記載すること。

【様式2】花粉交配用昆虫の使用計画※1※2

都道府県名:〇〇県〇〇課

調査責任者(園芸):(役職、氏名、電話番号)

昆虫	栽培手法	品目名	主な産地	見込まれる使用蜂群数・バック数 ^{※3} 〔群・バック〕									昨年報告時の 使用総蜂群数 総バック数 〔群・バック〕	昨年との比較 (増減数) 〔群・バック〕	【蜜蜂のみ】 1群(箱)に入っ ている巣枠の枚数 ^{※5}	【蜜蜂のみ】 1作の間に同じハウ スに追加導入を行っ ている農家の割合	仕入先について			備考 ^{※6} (使用総蜂群数等の調査方法等)
				総蜂群数 総バック数	導入形態別		使用時期別 ^{※4}										仕入先	都道府県	確保状況	
					内、買取	内、リース	10～11月	12～翌年1月	翌年2～3月	翌年4～5月	翌年6～7月	翌年8～9月								
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							
													0							

※1 調査対象期間は、調査年の10月～翌年9月です。(例:調査年が令和7年の場合、調査対象期間は令和7年10月～令和8年9月)

※2 できる限り品目ごとにわけて記載をお願いします。

※3 使用蜂群数の算出に当たっては、畜産担当部署と連携し、前年の「養蜂振興法に基づく蜜蜂飼育の届出結果等の報告について」の結果を基に推計することも可とします。ただし、その場合でも他の項目もできる限り記載にご協力ください。

※4 使用時期別(I～N列)を記載することが困難な場合は、【蜜蜂のみ】1作の間に同じハウスに追加導入を行っている農家の割合(R列)を必ず記載してください。
【蜜蜂のみ】1作の間に同じハウスに追加導入を行っている農家の割合(R列)の記載も困難な場合は、備考欄(V列)に記載が困難な理由を記載してください。

※5 巣枠1枚は、2,000匹と想定しています。

※6 備考欄(V列)には、記載例も参考に総蜂群数・総バック数(F列)に記載した数値の調査方法(どのようにして知りえた数値か)や、蜜蜂以外の昆虫の使い方等を記載してください。

【様式3】花粉交配用蜜蜂(花粉交配用蜜蜂販売会社(問屋)への販売を含む)の供給量・不足量※1

団体名: ○○県養蜂協会
調査責任者: (役職、氏名、電話番号)

令和○年○月○日時点

養蜂家	連絡先※2	供給可能 (見通し)群数		受注(見通し)				不足(見通し)群数 又は 余力(見通し)群数		余力(見通し)群数				備考 (花粉交配用蜜蜂販売会社(問屋)への販売の場 合はこちらにその旨、記載ください)
				受注群数		受注先用途(作 物)	受注先が 必要とする 時期			受注先 産地	提供が可能な 時期	提供可能先		
		群	枚※3	群	枚※3			県内	県外			リース	売切	
合計		0	0	0	0			0	0					

※1 調査対象期間は、調査年の10月～翌年9月です。(例:調査年が令和7年の場合、調査対象期間は令和7年10月～令和8年9月)
※2 提供いただきました連絡先につきましては、花粉交配用蜜蜂の需給調整に活用させていただくため、各都道府県の担当者に共有させていただきますので御知下さい。
※3 巣枠1枚は、2,000匹と想定しています。

【様式4】花粉交配用蜜蜂の不足情報

都道府県名：〇〇県〇〇課

調査責任者(園芸)：(役職、氏名、電話番号)

不足する蜂群数 (作物別) ^{※1}	必要とする時期 (導入時期) ^{※1}	必要としている産地 (JA、地域等)	連絡先名	電話番号	備考 ^{※2}

※1 不足の情報は、需給調整を目的とした関係者で共有させていただきます。

※2 留意点(対象園芸農家の規模)等を記述してください。